



厚生労働省北海道労働局発表  
平成27年6月25日

【担当】  
厚生労働省  
北海道労働局労働基準部安全課  
課長 山谷 幸雄  
主任安全専門官 大森 聡  
電話:011-709-2311 (内3551)  
F A X :011-756-0056

## 特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

はけた まもる

北海道労働局（局長 羽毛田 守）は、平成27年6月24日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である北海道川重建機株式会社（代表者取締役専務 大滝 幹夫）の車両系建設機械及びフォークリフトの特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、同検査業者の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、フォークリフト、車両系建設機械（締固め用）、不整地運搬車に係る特定自主検査業務について6月間業務停止を命ずる行政処分を行った。

### 記

#### 1 業務停止処分を受けた検査業者の名称等

- （1）名称：北海道川重建機株式会社（代表者取締役専務 大滝 幹夫）
- （2）所在地：北海道北広島市大曲中央1丁目2番地2
- （3）登録番号：北81号

#### 2 処分の内容

労働安全衛生法に基づく車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、フォークリフト、車両系建設機械（締固め用）、不整地運搬車の特定自主検査の業務の全部を平成27年6月24日から平成27年12月23日までの間、停止すること。（上記1（1）の登録を受けている9支店及び2営業所が対象）

#### 3 処分の原因となった事実の概要

札幌支店他、登録を受けている機械等の種類のうち、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、フォークリフトについて、平成26年4月7日から平成27年4月30日までの間、顧客である事業場の検査対象機械147台の特定自主検査について、資格を有しない者に検査を行わせたこと。

#### 4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第54条の4、労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

#### 5 その他

無資格者が実施した車両系建設機械及びフォークリフト、合計147台については特定自主検査は無効であり、各所有者に対して北海道川重建機株式会社の担当者が直接訪問して経過について文書で説明するよう指導した。また、同様の事案が発生しないよう、再発防止対策について文書で指導し報告を受けている。

北海道川重建機株式会社から、無資格者が実施した車両系建設機械及びフォークリフト計147台の特定自主検査について、有資格者により平成27年6月20日までに全て実施したと文書報告を受けている。

### 関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）

（検査業者）

第54条の3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第2項から第5項まで 略）

第54条の4 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第54条の6

（第1項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第1号 略）

2. 第54条の4の規定に違反したとき。

（第3号 略）